

新規上場申請のための四半期報告書

(第10期第2四半期)

自 2023年4月1日

至 2023年6月30日

株式会社シンカ

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11
第4 経理の状況	12
1 四半期財務諸表	13
(1) 四半期貸借対照表	13
(2) 四半期損益計算書	15
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	19
第二部 提出会社の保証会社等の情報	20
[四半期レビュー報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年2月21日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社シンカ
【英訳名】	Thinca Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江尻 高宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目3番地
【電話番号】	03-6721-0415（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 石川 祐介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目3番地
【電話番号】	03-6721-0415（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 石川 祐介

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期累計期間	第9期
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	494,370	768,268
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	48,139	△150,836
四半期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	46,752	△136,124
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	99,000	99,000
発行済株式総数		
普通株式	28,734	28,734
A種優先株式 (株)	5,527	5,527
B種優先株式	3,461	3,461
C種優先株式	21,742	21,742
D種優先株式	7,844	7,844
純資産額 (千円)	329,788	283,035
総資産額 (千円)	446,767	399,776
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	17.36	△50.56
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	73.8	70.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	58,685	△185,697
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,413	△8,917
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,963	△3,297
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	271,825	218,516

回次	第10期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	11.48

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
3. 当社は第9期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第9期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上

場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第9期については1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

5. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、景気持ち直しが期待された一方で、ウクライナ情勢の長期化や世界的な資源・エネルギー価格の高騰、金利上昇圧力の高まりなど、先行きが不透明な状態が続いております。

このような状況下で、当社はカイクラの継続的な販売とサービス提供に努め、当第2四半期累計期間のカイクラアクティブユーザー数は2,532社（前事業年度末比6.6%増加）、4,161拠点（前事業年度末比10.9%増加）となりました。

この結果、売上高は494,370千円となりました。

また、サーバー利用料やカイクラアダプター費用、これらの設置費用などにより売上原価を85,644千円、および人件費や広告宣伝費などにより販売費及び一般管理費を360,741千円計上しております。この結果、営業利益は47,984千円、経常利益は48,139千円、四半期純利益は46,752千円となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

（資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産合計は382,671千円となり、前事業年度末に比べ49,873千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が53,308千円増加、売掛金が11,904千円増加したことなどによるものであります。

固定資産合計は64,095千円となり、前事業年度末に比べ2,882千円減少いたしました。これは、減価償却によりソフトウェアが2,528千円減少、繰延税金資産が748千円減少したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は446,767千円となり、前事業年度末に比べ46,991千円増加いたしました。

（負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債合計は89,350千円となり、前事業年度末に比べ2,823千円増加いたしました。これは、主に買掛金が1,895千円減少、未払金が6,208千円減少、契約負債が5,995千円増加したことなどによるものであります。

固定負債合計は27,629千円となり、前事業年度末に比べ2,584千円減少いたしました。これは、長期借入金が2,584千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は116,979千円となり、前事業年度末に比べ238千円増加いたしました。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は329,788千円となり、前事業年度末に比べ46,752千円増加いたしました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が46,752千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、271,825千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、58,685千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益48,139千円、売上債権の増加額11,904千円、棚卸資産の増加額13,987千円、契約負債の増加額5,995千円、未払消費税等の増加額10,912千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、3,413千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,239千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、1,963千円となりました。これは長期借入金の返済による支出1,963千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、26,565千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金、設備投資資金は、主として自己資金で賄い、必要に応じて金融機関からの借入等により資金を調達することを基本方針としております。

当第2四半期会計期間の必要資金は、主に自己資金で賄っており、現金及び同等物の残高は271,825千円となっております。

資金の使途は、運転資金、設備投資や有利子負債の返済となっておりますが、引き続き、事業拡大目的である設備投資や人材確保・人材育成、新技術の研究開発を重点的に促進する予定であり、その財源の確保は新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

当社は、その健全な財務状態の維持並びに営業キャッシュ・フローを生み出す能力の向上により、将来にわたって成長を維持するために必要とする運転資金及び設備投資資金を確保することが可能であると考えております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	119,000
A種優先株式	32,000
B種優先株式	9,000
C種優先株式	40,000
D種優先株式	20,000
計	220,000

- (注) 1. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
2. 2023年8月28日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数は40,000株増加し、260,000株となっております。
3. 2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は10,140,000株増加し、10,400,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年2月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,734	2,692,320	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 尚、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	5,527	—	非上場	—
B種優先株式	3,461	—	非上場	—
C種優先株式	21,742	—	非上場	—
D種優先株式	7,844	—	非上場	—
計	67,308	2,692,320	—	—

- (注) 1. 種類株式の内容について、次の通り定款に定めております。

イ. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）並びにD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式各1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき

する剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

ロ. 剰余財産の分配

- イ) 当社は、剰余財産の分配を行うときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者並びに普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき51,000円（但し、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「D種優先剰余財産分配額」という。）を分配する。
- ロ) イ) に基づく、D種優先剰余財産分配額を分配した後さらに剰余財産の分配を行うときは、当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者並びに普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき32,000円（但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「C種優先剰余財産分配額」という。）を分配する。
- ハ) ロ) に基づく、C種優先剰余財産分配額を分配した後さらに剰余財産の分配を行うときは、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき23,000円及びB種優先株式1株につき26,000円（但し、A種優先株式及びB種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下A種優先株式につき「A種優先剰余財産分配額」、B種優先株式につき「B種優先剰余財産分配額」という。）を分配する。
- ニ) ハ) に基づいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して分配する剰余財産が、各A種優先株主又はA種優先登録株式質権者のA種優先剰余財産分配額並びに各B種優先株主又はB種優先登録株式質権者のB種優先剰余財産分配額の全額を支払うのに不足する場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、同順位で、その有する優先株式のA種優先剰余財産分配額及びB種優先剰余財産分配額に比例して当該剰余財産を分配する。
- ホ) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者並びにD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してA種優先剰余財産分配額、B種優先剰余財産分配額、C種優先剰余財産分配額及びD種優先剰余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余財産の分配をする場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者並びにD種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、剰余財産の分配を受ける。この場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者並びにD種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、イ)乃至ハ)の分配額に加え、当該分配が行われる日においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式が普通株式に転換されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する剰余財産分配額と同額の剰余財産の分配を受けるものとする。

ハ. 会社分割又は事業譲渡の場合の措置

イ) A種優先株主

A種優先株主は、当社が、吸収分割又は新設分割により当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させ、又は当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡（以下「分割等」という）した場合、法令に従い、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「みなし清算請求」という。）することができるものとする。

A種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定めるところによる。

- i. 吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額、又は事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当会社に支払う金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、その時点のC種優先剰余財産分配額に発行済C種優先株式の数を乗じた金額（以下「C種優先剰余財産分配総額」という。）及びその時点のD種優先剰余財産分配額に発行済D種優先株式の数を乗じた金額（以下「D種優先剰余財産分配総額」という。）の合計額以下である場合：0円
- ii. 分割等対価額が、その時点のC種優先剰余財産分配総額及びD種優先剰余財産分配総額の合計額を上回り、かつ、A種優先剰余財産分配額に発行済A種優先株式の数を乗じた金額（以下「A種優先剰余財産分配総額」という。）、その時点のB種優先剰余財産分配額に発行済B種

優先株式の数を乗じた金額（以下「B種優先残余財産分配総額」という。）、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額以下である場合：A種優先残余財産分配額とする。

- iii. 分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合：A種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される追加支払額（但し、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた金額とする。

$$\text{追加支払額} = \frac{\text{分割等対価額} - \text{各種優先残余財産分配総額の合計額}}{\text{発行済普通株式の数} + \text{発行済優先株式の総数}}$$

- iv. iii. における「発行済優先株式の総数」とは、発行済A種優先株式の数、発行済B種優先株式の数、発行済C種優先株式の数及び発行済D種優先株式の数の合計数を意味するものとし、「発行済普通株式の数」、「発行済A種優先株式の数」、「発行済B種優先株式の数」、「発行済C種優先株式の数」、「発行済D種優先株式の数」、「発行済優先株式の総数」には、その時点における当社の自己株式の数を含まないものとする。また、iii. における「各種優先残余財産分配総額の合計額」とは、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を意味するものとする。

みなし清算請求がなされた日における分配可能額を超えて当該請求がなされた場合、取得すべきA種優先株式は、当該請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会において決定する。

ロ) B種優先株主

B種優先株主は、当社が、分割等した場合、法令に従い、当社に対して、みなし清算請求をすることができるものとする。

B種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定めるところによる。

- i. 分割等対価額が、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額以下である場合：0円
- ii. 分割等対価額が、その時点のC種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額を上回り、かつ、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額以下である場合：B種優先残余財産分配額とする。
- iii. 分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合：B種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される追加支払額（但し、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた金額とする。

$$\text{追加支払額} = \frac{\text{分割等対価額} - \text{各種優先残余財産分配総額の合計額}}{\text{発行済普通株式の数} + \text{発行済優先株式の総数}}$$

- iv. iii. における「発行済優先株式の総数」とは、発行済A種優先株式の数、発行済B種優先株式の数、発行済C種優先株式の数及び発行済D種優先株式の数の合計数を意味するものとし、「発行済普通株式の数」、「発行済A種優先株式の数」、「発行済B種優先株式の数」、「発行済C種優先株式の数」、「発行済D種優先株式の数」、「発行済優先株式の総数」には、その時点における当社の自己株式の数を含まないものとする。また、iii. における「各種優先残余財産分配総額の合計額」とは、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を意味するものとする。

みなし清算請求がなされた日における分配可能額を超えて当該請求がなされた場合、取得すべきB種優先株式は、当該請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会において決定する。

ハ) C種優先株主

C種優先株主は、当社が、分割等した場合、法令に従い、当社に対して、みなし清算請求をすることができるものとする。

C種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定めるところによる。

- i. 分割等対価額が、D種優先残余財産分配総額以下である場合：0円
- ii. 分割等対価額が、その時点のD種優先残余財産分配総額を上回り、かつ、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額以下である場合：C種優先残余財産分配額とする。
- iii. 分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合：C種優先残余財産分配額に、以下

の算式により算出される追加支払額（但し、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた金額とする。

$$\text{追加支払額} = \frac{\text{分割等対価額} - \text{各種優先残余財産分配総額の合計額}}{\text{発行済普通株式の数} + \text{発行済優先株式の総数}}$$

- iv. iii. における「発行済優先株式の総数」とは、発行済A種優先株式の数、発行済B種優先株式の数、発行済C種優先株式の数及び発行済D種優先株式の数の合計数を意味するものとし、「発行済普通株式の数」、「発行済A種優先株式の数」、「発行済B種優先株式の数」、「発行済C種優先株式の数」、「発行済D種優先株式の数」、「発行済優先株式の総数」には、その時点における当社の自己株式の数を含まないものとする。また、iii. における「各種優先残余財産分配総額の合計額」とは、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を意味するものとする。

みなし清算請求がなされた日における分配可能額を超えて当該請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、当該請求がなされたC種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会において決定する。

二) D種優先株主

D種優先株主は、当社が、分割等した場合、法令に従い、当社に対して、みなし清算請求をすることができるものとする。

D種優先株式の1株あたりの取得価額は、以下に定めるところによる。

- i. 分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額以下である場合：D種優先残余財産分配額とする。
- ii. 分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合：D種優先残余財産分配額に、以下の算式により算出される追加支払額（但し、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた金額とする。

$$\text{追加支払額} = \frac{\text{分割等対価額} - \text{各種優先残余財産分配総額の合計額}}{\text{発行済普通株式の数} + \text{発行済優先株式の総数}}$$

- iii. ii. における「発行済優先株式の総数」とは、発行済A種優先株式の数、発行済B種優先株式の数、発行済C種優先株式の数及び発行済D種優先株式の数の合計数を意味するものとし、「発行済普通株式の数」、「発行済A種優先株式の数」、「発行済B種優先株式の数」、「発行済C種優先株式の数」、「発行済D種優先株式の数」、「発行済優先株式の総数」には、その時点における当社の自己株式の数を含まないものとする。また、ii. における「各種優先残余財産分配総額の合計額」とは、A種優先残余財産分配総額、B種優先残余財産分配総額、C種優先残余財産分配総額及びD種優先残余財産分配総額の合計額を意味するものとする。

みなし清算請求がなされた日における分配可能額を超えて当該請求がなされた場合、取得すべきD種優先株式は、当該請求がなされたD種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により取締役会において決定する。

二. 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

- イ) 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転（以下「合併等」と総称する。）をするときは、合併等に係る効力発生日において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につきD種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割当てられるようにする。
- ロ) イ) に基づく割当株式等が割り当てられた後、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、当社は、合併等に係る効力発生日において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割当てられるようにする。
- ハ) ロ) に基づく割当株式等が割り当てられた後、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、当社は、合併等に係る効力発生日において、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につきA種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につ

きB種優先残余財産分配額に相当する額の割当株式等が割当てられるようにする。

- 二) ハ) に基づいてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して割り当てられる割当株式等が、各A種優先株主又はA種優先登録株式質権者のA種優先残余財産分配額並びに各B種優先株主又はB種優先登録株式質権者のB種優先残余財産分配額の全額に不足する場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、同順位で、その有する優先株式のA種優先残余財産分配額及びB種優先残余財産分配額に比例して当該割当株式等を割り当てる。
- ホ) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられ、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられ、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してC種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられ、かつ、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してD種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割当てられた後に、なお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合には、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者及びD種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、割当株式等の割当てを受ける。この場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者並びにD種優先株主又はD種優先登録株式質権者は、イ)乃至ロ)の割当額に加え、当該割当てが行われる日においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式が普通株式に転換されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する割当株式等と同額の割当株式等の割当てを受けるものとする。

ホ. 種類株主総会の決議について

当社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めております。

2. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。なお、2023年8月28日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
3. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式数は2,625,012株増加し、2,692,320株となっております。
4. 2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844	—	99,000	—	412,625

- (注) 1. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。
2. 2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
3. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式数は2,625,012株増加し、2,692,320株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
江尻 高宏	東京都文京区	20,262	30.10
D C I ベンチャー成長支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	12,892	19.15
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	6,250	9.29
東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町一丁目10番10号	3,485	5.18
リード・グロース3号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂八丁目5番40号	3,400	5.05
N V C C 8号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	2,900	4.31
スターティアレイズ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	2,600	3.86
株式会社 J. C. O. S	東京都港区赤坂八丁目10番22号	2,500	3.71
河邊 幸夫	東京都大田区	1,305	1.94
次世代企業成長支援1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	1,153	1.71
計	—	56,747	84.31

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 28,734	普通株式 28,734	—
	A種優先株式 5,527	A種優先株式 5,527	
	B種優先株式 3,461	B種優先株式 3,461	
	C種優先株式 21,742	C種優先株式 21,742	
	D種優先株式 7,844	D種優先株式 7,844	
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	67,308	—	—
総株主の議決権	—	67,308	—

(注) 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行うとともに、2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式2,691,300株及びその議決権の数は26,913個、発行済株式総数は2,692,320株、総株主の議決権の数は26,913個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員 の 状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
監査役	山添 千加美	1980年10月28日	2007年12月 PwCあらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入所 2019年4月 山添千加美会計事務所設立 所長(現任) 2021年3月 tripla株式会社 常勤監査役 (現任) 2023年4月 当社 社外監査役(現任)	注2	—	2023年4月24日

(注) 1. 監査役 山添千加美は、社外監査役であります。
2. 監査役の任期は、就任の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役	上山 亨	2023年3月31日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11.1%)

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	218,516	271,825
売掛金	53,707	65,611
商品	17,944	31,931
その他	43,289	13,681
貸倒引当金	△659	△378
流動資産合計	332,797	382,671
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	18,649	18,649
工具、器具及び備品	15,945	19,184
減価償却累計額	△12,522	△15,108
有形固定資産合計	22,072	22,725
無形固定資産		
ソフトウェア	9,033	6,504
無形固定資産合計	9,033	6,504
投資その他の資産		
敷金	19,260	18,826
繰延税金資産	15,445	14,696
その他	1,167	1,341
投資その他の資産	35,872	34,865
固定資産合計	66,978	64,095
資産合計	399,776	446,767

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,900	12,005
1年内返済予定の長期借入金	4,322	4,943
未払金	28,709	22,500
未払法人税等	732	639
契約負債	11,274	17,269
その他	27,588	31,992
流動負債合計	86,527	89,350
固定負債		
長期借入金	30,213	27,629
固定負債合計	30,213	27,629
負債合計	116,740	116,979
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,000	99,000
資本剰余金	412,625	412,625
利益剰余金	△228,589	△181,837
株主資本合計	283,035	329,788
純資産合計	283,035	329,788
負債純資産合計	399,776	446,767

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
売上高	494,370
売上原価	85,644
売上総利益	408,726
販売費及び一般管理費	※ 360,741
営業利益	47,984
営業外収益	
受取利息	1
還付金収入	149
その他	231
営業外収益合計	382
営業外費用	
支払利息	227
営業外費用合計	227
経常利益	48,139
税引前四半期純利益	48,139
法人税、住民税及び事業税	639
法人税等調整額	748
法人税等合計	1,387
四半期純利益	46,752

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	48,139
減価償却費及びその他償却費	5,547
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△281
受取利息及び受取配当金	△1
支払利息	227
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,904
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△13,987
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,895
未払金の増減額 (△は減少)	△6,208
契約負債の増減額 (△は減少)	5,995
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10,912
その他	23,100
小計	59,644
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△227
法人税等の支払額	△732
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,685
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,239
その他固定資産の取得による支出	△174
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,413
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△1,963
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,963
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	53,308
現金及び現金同等物の期首残高	218,516
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 271,825

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
給与手当	113,892千円
貸倒引当金繰入額	263

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
現金及び預金	271,825千円
現金及び現金同等物	271,825

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

当社の事業セグメントは、カイクラ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	サイクル事業
初期売上	79,203
月額売上	349,664
従量課金売上	63,962
その他売上	1,540
顧客との契約から生じる収益	494,370
その他の収益	—
外部顧客への売上高	494,370

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純利益(円)	17.36
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	46,752
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	46,752
普通株式の期中平均株式数(株)	2,692,320
(うち普通株式数(株))	1,149,360
(うちA種優先株式数(株))	221,080
(うちB種優先株式数(株))	138,440
(うちC種優先株式数(株))	869,680
(うちD種優先株式数(株))	313,760
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。また、2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年10月24日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき40株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	67,308株
今回の分割により増加する株式数	2,625,012株
株式分割後の発行済株式総数	2,692,320株
株式分割後の発行可能株式総数	10,400,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年10月25日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」については、当該株式分割が期首に行われたと仮定しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月13日

株式会社シンカ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

仲 野 幸 一



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中瀬 朋子



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンカの 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの第 10 期事業年度の第 2 四半期会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで）及び第 2 四半期累計期間（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シンカの 2023 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 2 四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上